

公募要項の主な改正点

研究代表者及び研究分担者の要件に関する 公募要項の規定の改定

厚労科研における研究代表者及び研究分担者の要件について、以下の2点を今後改正予定

- 「定年等により試験研究機関等を退職すること等が見込まれる者」は、研究代表者及び研究分担者になることができない旨の規定を削除。
- 厚生労働省の参与の職（非常勤職員）に適用される規定※を厚生労働省内部部局又は地方支分部局に所属する非常勤職員全体に拡大。

※自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案のいずれにも関わっていない研究の研究代表者又は研究分担者となる場合、所属試験研究機関等のCOI委員会に申出の上、あらかじめ厚生科学課への相談を求める規定。



これらについて、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則の関係規定を改定し、令和8年度一次公募から適用する。

(参考) 公募要項 新旧対照表

新	旧
<p>II 応募に関する諸条件等</p> <p>1 応募有資格者</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、自らが交付を受ける補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者。 ただし、外国出張その他の理由により3か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなること等が見込まれる者を除く。</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 現在、厚生労働省内部部局又は地方厚生局（支局）の常勤職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。 現在、厚生労働省の参与の職にある者など、厚生労働省内部部局、地方厚生局（支局）又は都道府県労働局の非常勤職員（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第23条に規定する常勤を要しない職員）である者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等のCOI委員会へ申出の上、予め厚生科学課へ相談すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>II 応募に関する諸条件等</p> <p>1 応募有資格者</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、自らが交付を受ける補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者。 ただし、外国出張その他の理由により3か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなることや、定年等により退職し試験研究機関等を離れること等が見込まれる者を除く。</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 現在、厚生労働省内部部局又は地方厚生局（支局）の常勤職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。 現在、厚生労働省の参与の職にある者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等のCOI委員会へ申出の上、予め厚生科学課へ相談すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>